

令和元年度

市有財産売却一般競争入札 申込説明書

第3回

浜松市

・・・ 目 次 ・・・

1 売却物件	1
2 入札参加資格	1
3 入札参加の制限	2
4 入札の参加方法	2
5 契約にあたって付す条件	3
6 落札者の決定方法	4
7 売買契約の締結	6
8 売買代金の支払い方法	6
9 所有権の移転等	7
10 情報公開	7
11 取得後にかかる税金	7
12 その他	7
13 問い合わせ先	7
○申請書様式等	別添
・入札・売買手順の説明	
・(第1号様式) 市有財産売却一般競争入札参加申込書	
・(第2号様式) 利用計画書	
・(第3号様式) 委任状	
・(第4号様式) 入札書	
・(第5号様式) 誓約書	
・(第6号様式) 提出書類の記載内容に係る誓約書	
・(別紙1) 入札保証金について	
・(別紙2) 入札保証金預り書、入札保証金額確認書	
・(別紙3) 入札保証金受取書	
・(別紙4) 証明願	
・(別紙5) 市有財産売買契約書(案)	

## 市有財産売却一般競争入札 申込説明書

### 1 売却物件

(1) 売却物件（以下「物件」という。）は、以下のとおりです。

物件	財産の表示	参考価格（円）	入札執行日時
1	浜松市中区西伊場町 4326 番 30、 4326 番 43	4,200,000	令和 2 年 1 月 16 日（木） 午後 2 時 00 分から
2	浜松市西区舞阪町舞阪字大山 5314 番 6	2,600,000	
3	浜松市南区倉松町字堤北 170 番 1	5,800,000	
4	浜松市浜北区尾野 1474 番 2	3,300,000	

(2) 物件の詳細は、市の包括委託受託業者である東急リバブル株式会社へお問合せください。

#### 【お問い合わせ先】

東急リバブル株式会社 ソリューション事業本部

法人営業第一部 営業グループ (C)

担当：小谷田（コヤタ）、齋藤（サイトウ）

住所：東京都千代田区丸の内 2-7-2 JP タワー33 階

電話：03-5293-1108（平日 9:00～17:30）

(3) 現地説明会は実施しませんので、物件調書の位置図等を参考に、必ず現地の状況確認を行ってください。なお、現地には看板表示がしてあります。

### 2 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす個人又は法人とします。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しない者であること。

(4) 市税を滞納していない者であること。

- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員でないこと。
- (6) 入札参加申込書及び入札保証金を指定した期日までに提出した者であること。

### 3 入札参加の制限

入札参加は2名以上の連名（共有）とすることも可能です。この場合には、「市有財産売却一般競争入札参加申込書（第1号様式）」に記載された一般競争入札参加申込者及び連名者の方全員が、入札参加資格を備えていることが必要です。

### 4 入札の参加方法

入札参加希望者は、「市有財産売却一般競争入札参加申込書（第1号様式）」に必要事項を記入・押印のうえ、受付場所に直接お持ちください。

\* 直接提出以外の郵送、インターネットその他の方法による申込みは受け付けません。

#### (1) 必要書類等

申込みの際に必要な書類は次のとおりです。連名により申込みする場合は、申込人それぞれについて下記ウ～カの書類が必要となります。なお、提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

ア 市有財産売却一般競争入札参加申込書（第1号様式）

イ 利用計画書（第2号様式）

ウ 誓約書（第5号様式）

エ 個人の場合：申込者の住民票の写し（個人番号の記載のないもの）（世帯全員のものも可）

法人の場合：登記事項証明書（現在事項全部証明書）

\* 入札執行日前3か月以内に発行されたものに限りです。

\* 入札執行日前2年以内（平成30年1月17日以降）に市有財産の購入等のためにアセットマネジメント推進課に提出したことがある場合であって、その内容に変更がないときは、「提出書類の記載内容に係る誓約書（第6号様式）」を提出することにより、この書類の提出を省略することができます。

オ 身分証明書（本籍のある市区町村の発行する身分証明書）

\* 取得方法は、直接各役所・役場にお問い合わせください。

\* 法人及び外国人は提出不要です。

\* 入札執行日前3か月以内に発行されたものに限りです。

\* 入札執行日前2年以内（平成30年1月17日以降）に市有財産の購入等のためにアセットマネジメント推進課に提出したことがある場合であって、その内容に変更がないときは、「提出書類の記載内容に係る誓約書（第6号様式）」を提出することにより、この書類の提出を省略することができます。

## カ 市税完納証明書

- \* 「証明願（別紙4）」により申請窓口申請してください。詳細は財務部収納対策課（電話番号：053-457-2268）にお問い合わせください。
- \* 浜松市以外の市区町村にお住まいの方も、浜松市の市税完納証明書（浜松市からの課税がない場合は当該事実の証明）を取得し提出してください。

## キ 入札保証金

- \* 入札参加者には、各自の見積る入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する額を入札保証金として提出していただきます。
- \* 場合によっては再度入札（後記6（6）参照）を行います。この再度入札時の入札保証金も、ここで提出していただく保証金額をもって判断しますのでご注意ください。
- \* 入札保証金は、保証小切手（別紙1参照）により、上記書類と共に提出してください。小切手は提出日前7日以内に発行したものをご用意ください。

### (2) 入札参加申込受付期間

令和元年12月16日（月）から令和2年1月10日（金）までの

午前8時30分から午後5時00分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び令和元年12月29日（日）から令和2年1月3日（金）を除く。）

### (3) 受付場所

浜松市財務部アセットマネジメント推進課（浜松市役所北館4階）

住所：浜松市中区元城町103番地の2 電話番号：053-457-2276

### (4) 市有財産売却一般競争入札参加受付書等の交付

申込み手続きが完了した方には、「市有財産売却一般競争入札参加受付書」及び「入札保証金預り書（別紙2）」を交付します。この受付書と預り書は入札当日に必要となりますので、大切に保管してください。

## 5 契約にあたって付す条件

契約にあたって付す条件は次のとおりです。

禁 止 用 途	落札者は買受けた財産を ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 ・ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の用に供してはならない。
------------------	---

## 6 落札者の決定方法

浜松市が事前に定めた予定価格（非公表）以上の入札のうち、最高価格の入札者を落札者として決定します。

### (1) 入札執行日時・場所、開札

#### ア 執行期日

令和2年1月16日（木）

#### イ 執行場所・時間

場所：浜松市役所「入札室」（浜松市役所北館5階）

時間：午後2時00分から

**\*午後1時30分から、入札執行場所にて受付を行います。午後1時55分までに受付を済ませてください。**

#### ウ 開札

入札終了後、直ちに開札します。

#### エ 持ち物

- ・市有財産売払一般競争入札参加受付書
- ・入札保証金預り書
- ・印鑑証明登録印（代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一の印鑑）
- ・市有財産売払一般競争入札申込説明書一式（本書）
- ・筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

・委任状（第3号様式）

\*法人の代表権のない方や、個人で代理人が入札に参加される場合に必要

\*申込者（本人）の印鑑証明書添付

### (2) 入札保証金の取扱い

ア 開札終了後、落札者以外の方には「入札保証金預り書（別紙2）」と引き換えに、入札保証金を返還します。なお、利息は付しません。

「入札保証金預り書（別紙2）」を紛失した場合には、収入印紙200円を貼付した「入札保証金受取書（別紙3）」の提出が必要となります。

イ 落札者の方については、入札保証金を市が保管し、売買契約締結時に必要となる契約保証金（後記7、8参照）に充当するものとします。

### (3) 入札参加者

ア 「市有財産売払一般競争入札参加受付書」に記載された本人又は代理人が参加することができます。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任者の印鑑証明書を添付した委任状（第3号様式）が必要になります。

ウ 連名により申し込んだ場合において、その内の一人のみが入札に参加するときも、他の方の委任状が必要になります。

#### (4) 入札方法等

- ア 入札参加者は、所定の「入札書（第4号様式）」に必要な事項を記載し、記名・押印の上、「入札保証金額確認書」と共に所定の封筒に入れ提出してください。（「入札保証金預り書（別紙2）」は手元に保管してください。封筒は当日お渡しします。）
- イ 「入札書（第4号様式）」は、当日受付に用意してありますが、この説明書に添付されているものを複写してご使用になっても構いません。
- ウ 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引き換え、変更し又は撤回することができません。
- エ 開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所にいない場合は、浜松市の職員を立合わせ開札します。
- オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

#### (5) 入札の無効

**次のいずれかに該当する入札は無効とします。**

- ア 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が規定の額に達しない者がした入札
- イ 入札者の記名・押印のないもの
- ウ 委任状のない代理人がしたもの
- エ 2者以上の入札者の代理人となって入札したもの
- オ 同じ物件について2通以上の入札をしたもの
- カ 入札に関し不正行為があったと認められるもの
- キ 入札参加資格のない者がした入札
- ク 記載事項の不明なもの
- ケ 金額を訂正した入札又は意思が不明瞭なもの
- コ その他入札条件に違反したもの

#### (6) 再度入札

開札の結果、予定価格に達する入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。

- ア 再度入札の回数は、1回とします。
- イ 再度入札に参加することができる者は、初回の入札に参加した者のうち、上記（5）により無効とされなかった者に限ります。
- ウ 再度入札の入札保証金は、初回の入札保証金の納付をもって納付があったものとみなします。
- エ **入札保証金額が、再度入札額の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する額に達していないときは、再度入札は無効となります。**

## 7 売買契約の締結

(1) 落札者には入札終了後、契約に必要な書類をお渡しします。契約は、市が定める所定の様式により行うものとします(別紙5)。この契約書には、売買金額に応じた収入印紙を貼付する必要があります。

(2) 落札者は、落札日から7日以内(閉庁日を除く。)に当該落札物件の財産譲受申込書を市に提出するものとし、当該申込に対する市からの売払決定通知を受理した日から7日以内(閉庁日を含む。)に、市が定める所定の様式により売買契約を締結するものとします。また、当該契約は、落札日から起算して原則30日以内(令和2年2月14日まで)に行うものとします。期限までに契約を締結しない場合、落札は効力を失い、入札保証金は地方自治法第234条第4項の規定により浜松市に帰属することとなりますのでご注意ください。

\* 地方自治法第234条第4項

普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金…(中略)…は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

(3) 契約の締結に当たり、契約保証金として売買代金(消費税額を含む。)の100分の10以上を納付していただく必要があります。この契約保証金には、事前に市に提出した入札保証金をその一部として充当するものとします(100分の10に満たない部分について追加の納付が必要)。また下記8(2)のとおり、この契約保証金分を含め一括で代金決済をすることができます。

## 8 売買代金の支払い方法

売買代金の支払い方法には、次の2通りの方法があります。なお、事前に市に提出していただいた入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。

(1) 売買契約締結と同時に、契約保証金として売買代金(消費税額を含む。)の100分の10以上を納付し、その後、売買代金と契約保証金との差額を契約日から30日以内に市が発行する「納入通知書」により支払う方法。

(2) 売買契約締結と同時に、市が発行する「納入通知書」により、全額(契約保証金充当分(入札保証金分)を除く)を一括払いする方法。

\* 売買代金の不払いその他の契約上の義務の不履行がある場合、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により浜松市に帰属することとなりますのでご注意ください。

\* 地方自治法第234条の2第2項

普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金…(中略)…は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。



## 9 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に物件の引渡しがあったものとします。引渡しは物件調書に特別の記載がない限り、現状有姿にて行います。
- (2) 所有権移転登記は、物件の引渡し後、買受人の請求により市が行います。  
\*市が行うのは所有権移転登記のみです。購入物件に抵当権等を設定したいときは、買受人の責任と負担で設定してください。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。また、所有権移転登記に当たり、追加で証明書等の提出を依頼することがあります。
- (4) 所有権移転登記の完了を証する書類は、登記完了後に買受人にお渡しします。

## 10 情報公開

入札及び落札に関する情報については、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）、浜松市における物品の購入等に係る競争入札の公開に関する要領その他、民主的で開かれた市政の運営に必要であると認めるときは、個人情報等を除き公開することがあります。

## 11 取得後にかかる税金

所有権移転後の原因により生じた公租公課（不動産取得税、固定資産税等）は、買受人の負担となります。

## 12 その他

入札の傍聴を希望する方は、令和2年1月15日（水）午後1時00分までに、傍聴を希望する旨を浜松市財務部アセットマネジメント推進課（電話：053-457-2276）に申し出てください。ただし、入札時、傍聴席に空きがある場合は、事前の申出なく傍聴することができます。なお、適正な入札の執行に支障があると市が判断したときは、傍聴が認められないことがあります。

## 13 問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2

担当：浜松市財務部アセットマネジメント推進課

資産管理グループ

電話：053-457-2276

## \* 申請書様式等（申込説明書別添資料）

### ■入札・売買手順の説明

#### 1 入札参加申込：～1/10（金）まで

必要書類（申込説明書 4(1) 参照）

- ・市有財産売却一般競争入札参加申込書（第 1 号様式）
- ・利用計画書（第 2 号様式）
- ・誓約書（第 5 号様式）
- ・個人の場合：申込者の住民票の写し（個人番号の記載のないもの）  
（世帯全員のものも可）
- 法人の場合：登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ・身分証明書（本籍のある市区町村の発行する身分証明書）
- ・市税完納証明書
- ・入札保証金（保証小切手）

↓

「市有財産売却一般競争入札参加受付書」及び「入札保証金預り書」の受領

#### 2 入札当日：1/16（木）

##### (1) 受付：午後 1 時 30 分～午後 1 時 55 分（入札室）

必要な持ち物（申込説明書 6(1) エ参照）

- ・市有財産売却一般競争入札参加受付書
- ・入札保証金預り書
- ・印鑑証明登録印（代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一の印鑑）
- ・市有財産売却一般競争入札申込説明書一式（本書）
- ・筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

（・委任状（第 3 号様式）

＊法人の代表権のない方や、個人で代理人が入札に参加される場合に必要

＊申込者（本人）の印鑑証明書添付

↓

「入札書（第 4 号様式）」及び入札書を入れる封筒の受領

##### (2) 執行：午後 2 時～（入札室）

- ・「入札書（第 4 号様式）」に必要事項を記入・押印し、「入札保証金額確認書」と共に所定の封筒に入れ提出。（「入札保証金預り書」は手元に保管）
- ・市が事前に定めた予定価格（非公表）以上の入札のうち、最高価格の入札者を落札者として決定。

↓

- ・落札者は、3 売買契約手続きへ
- ・落札者以外は、入札保証金（金融機関保証小切手）の返還を受け手続き終了。  
＊「入札保証金預り書」と引き換えに、入札保証金を返還。「入札保証金預り書」を紛失した場合は、収入印紙 200 円を貼付した「入札保証金受取書（別紙 3）」の提出が必要。

### 3 売買契約手続き

#### (1) 財産譲受申込書提出：～1/24（金）まで

- ・ 申込説明書 7(2) 参照
- ・ 落札日の提出も可

#### (2) 市有財産売払決定通知書の受領

- ・ 申込説明書 7(2) 参照

#### (3) 売買契約締結：上記(2)決定通知受領から7日以内かつ2/14（金）まで

- ・ 申込説明書 7 参照
- ・ 契約書は、市の所定の様式による。
- ・ 売買金額に応じた収入印紙が必要。
- ・ 契約保証金として、売買代金（消費税額を含む。）の 100 分の 10 以上の納付が必要（契約と同時に一括決済も可能）。
- ・ 期限までに契約を締結しない場合、落札は効力を失い、入札保証金は地方自治法第 234 条第 4 項の規定により浜松市に帰属。

#### (4) 代金決済：上記(3)契約締結から30日以内

- ・ 申込説明書 8 参照
- ・ 一括決済の場合は、上記(3)契約締結日と同日。

#### (5) 所有権移転登記申請：上記(4)代金決済後

- ・ 申込説明書 9 参照
- ・ 登録免許税（収入印紙）を市に提出、市が所有権移転登記を申請

#### (6) 登記完了書類の受領：上記(5)登記申請後約2～3週間

(第1号様式)

## 市有財産売払一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

浜松市  
浜松市長

令和元年12月13日付けで公告された、市有財産売払一般競争入札の参加資格・条件内容等を承諾の上、次のとおり参加を申込みます。

物件番号

受付番号
※

※印のところは、記入しないでください。

住所 (所在地)	〒 -
電話	( ) -
氏名 (法人名) (代表者名)	(フリガナ)

注)・氏名(法人名)の印は、印鑑証明書の印を使用してください。  
・代理により入札参加を行う場合は、別途委任状が必要となります

(切取り線)

## 市有財産売払一般競争入札参加受付書

令和 年 月 日

様

下記物件について、市有財産売払一般競争入札参加申込みを受付しました。

物件番号

受付番号

浜松市財務部アセットマネジメント推進課

確認印

申込受付後に返還します。入札執行日に必ずお持ちください。

(第2号様式)

浜松市  
浜松市長

## 利用計画書

利用計画				
建物概要	建築面積	m <sup>2</sup>	建物着工予定日	
	延床面積	m <sup>2</sup>	建物完了予定日	
	構造		建築費	円
資金計画	自己資金内容			
	借入れ計画			
備考				

売却物件を取得した場合は、上記利用計画に基づき当該物件を使用します。

住所  
(所在地)

氏名  
(法人名及び代表者名)

印

注) 氏名(法人名)の印は、印鑑証明書の印を使用してください。

注) 建物建築予定がないときは「建物概要」欄は空欄で結構です。

(第3号様式)

## 委任状

令和 年 月 日

浜松市  
浜松市長

(入札申込者) 住 所  
(所在地)  
氏 名 印  
(法人名・代表者名)  
※ 印鑑証明書の印を押印のこと。

私は、下記の者を代理人と定め、市有財産売払一般競争入札及びこれに付帯する権限を委任します。

(代理人) 住 所  
(所在地)  
氏 名  
(法人名・代表者名)

代理人使用印

代理人使用印
--------

## 委任事項

1 下記入札及び開札に関する一切の件

物件番号	物件名	地積 (m <sup>2</sup> )

(注意事項)

- ・ 申込者（本人）の「印鑑証明書」（発行より3か月以内のもの）を添付してください。
- ・ 複数の入札に参加される場合、委任状は、入札物件ごとに必要となります。
- ・ 代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。（代理人は入札において、この印鑑以外は使用できません。なお、印鑑証明書の印でなくても構いません。）
- ・ 連名の申込で一人のみ入札に参加する場合も必要となります。
- ・ 法人の代表者が、法人の印鑑証明書の印を使用して入札に参加する場合は、この委任状は必要ありません。（代表者であっても法人の印鑑証明書の印を使用しないときは、委任状が必要です。）

(第4号様式)

## 入札書

物件番号

下記のとおり、契約締結に関する法令及び浜松市契約規則等の定めるところに従い、入札いたします。

金額		十億			百万			千			円
----	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

※ 金額の訂正は失格理由となります。

令和 年 月 日

(入札者) 住所・所在地

氏名・名称  
(法人名・代表者名) 印

(代理人) 住所・所在地

氏名・名称  
(法人名・代表者名) 印

- 注) ・金額は1枠ごとに算用数字で記入し、金額の頭に¥をつけること。  
・氏名(法人名)の印は、印鑑証明書の印を使用してください。  
・代理人が入札する場合、(入札者)欄の住所・氏名(印は不要)を記入の上、(代理人)欄の住所・氏名も記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

(第5号様式)

# 誓約書

令和 年 月 日

浜松市  
浜松市長

私もしくは当法人及び当法人役員等は、浜松市暴力団排除条例第2条に規定する以下のすべてに該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団であること
- ② 暴力団員等であること
- ③ 暴力団員等と密接な関係を有する者であること
- ④ 上記②③のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体であること

上記の者でないことを確認するため、浜松市が必要な場合には、本様式に記載されたすべての者の個人情報を静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することについて同意します。

1 申込者（個人の場合） 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所

2 申込者（法人の場合） 法人名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

入札参加申込時点の役員

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所
代表者				

※役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいいます。

※役員を全て記載してください。上記に書ききれないときは、別紙に記載しても構いません。

注) 氏名（法人名）の印は、印鑑証明書の印を使用してください。



\*過去2年間に入札書類をアセットマネジメント推進課に提出したことがある方

(第6号様式)

令和 年 月 日

浜松市  
浜松市長

## 提出書類の記載内容に係る誓約書

平成 年 月 日に市有地の購入等のため提出した下記の証明書等について、記載内容が全て事実と相違ないことを誓約します。

上記について事実と相違があった場合は、納入済みの入札保証金及び契約保証金は浜松市に帰属することについて同意します。

記

- 住民票の写し
- 法人登記事項証明書
- 身分証明書（本籍地のある役所・役場の発行する身分証明書）
- ※ 該当する書類の□に「レ」点を記入

以上

(参加者) 住 所・所在地

氏 名・名 称  
(法人名・代表者名)

印

注) 氏名（法人名）の印は、印鑑証明書の印を使用してください。

(別紙 1)

## 入札保証金について

入札保証金は、金融機関の「保証小切手」により納入して下さい。(個人の振出小切手は受付できません。)

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、「銀行振出小切手」、「現金小切手」、「預手」とも呼ばれています。

通常、金融機関に現金を持参するなどして作成することができます。(詳しくは金融機関にお問い合わせ下さい。)

小	切	手	0000-0000	銀	行
				渡	り
〇〇銀行〇〇支店					
金額 ￥ 0, 000, 000 ※					
上記の金額を持参人様へこの小切手と引換えにお支払ください。					
振出日	年	月	日		
振出地	〇〇市				
	(株)〇〇銀行〇〇支店				
	支店長	〇〇	印		

- ・小切手は振出しの日から起算して、7日以内のものであること。
- ・振出人、支払人とも同一金融機関であること。
- ・持参人は、無記名であること。

(別紙 2)

申込受付後に返還します。入札執行日に必ずお持ちください。

## 入札保証金預り書

一般競争入札による市有財産売払いの入札保証金

金額	十億			百万			千			円

入札者氏名 \_\_\_\_\_ 様

(代理人) \_\_\_\_\_ 様

上記の金額を預かりました。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

浜松市財務部アセットマネジメント推進課長

受付番号:

物件番号

受付印

----- (切取り線) -----

## 入札保証金額確認書

金額	十億			百万			千			円

入札者氏名 \_\_\_\_\_ 様

(代理人) \_\_\_\_\_ 様

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

浜松市財務部アセットマネジメント推進課

※ 一般競争入札による市有財産売払いの入札保証金としてお預かりした金額は上記のとおり。

受付番号:

物件番号

(別紙 3)

## 入札保証金受取書

収入印紙  
200 円

(あて先) 浜松市財務部アセットマネジメント推進課長

入札者氏名 ⑩

(代理人) ⑩

(本人が入札する場合には不要です。)

金額	十億			百万			千			円
----	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

上記金額を受け取りました。

令和 年 月 日

- ※ 「入札保証金預り書」(別紙 2) を紛失した場合に使用するものです。
- ※ 収入印紙 200 円を貼付し、印鑑証明書の印で割印をしてください。
- ※ 入札者氏名の印は、印鑑証明書の印を使用してください。
- ※ 代理人が記載する場合、入札者氏名を記入の上 (印は不要)、代理人氏名も記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

(別紙 4) (市有財産買受・借受申込申請用市税完納証明書)

<b>証 明 願</b>		年 月 日
(あて先) 浜松市長		
申 請 者	住所又は所在地 (商号又は名称) (代表者) 氏名	印
代 理 人	住 所 氏 名	印
市有財産の買受・借受申込申請のため、下記納税義務者が、30日前現在において納期限の 到来している市税については、完納していることを証明願います。 証明書を提出する課：財務部アセットマネジメント推進課		
記		
納 税 義 務 者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	

浜財税証第 号

**記載上の注意事項**

- 1 申 請 者 個人：自宅住所・氏名を記載し、押印。  
法人：法人所在地・法人名称・代表者氏名を記載し、押印（法人名が入っている代表者印）。なお、代表者が申請する場合、代表者住所と法人所在地が異なる場合には代表者住所も併記する。
- 2 代 理 人 窓口に来られる方の住所、氏名を記載し、認印を押印（スタンプ印不可）。  
※代理人本人の直筆による場合、代理人認印は省略可。
- 3 納税義務者 個人（個人事業主も含む）・・・自宅住所・氏名  
法人・・・・・・・・・・・・・・・・所在地：本社の所在地  
名称：本社の名称 ⇒ (株などと略さないこと)

**証明書の交付申請窓口**

浜松市役所収納対策課（元目分庁舎）、税務総務課（本庁舎）  
 北区及び天竜区税務グループ（区役所内）  
 各区役所区民生活課（中区、北区及び天竜区は除く）  
 協働センター（春野・佐久間・水窪・龍山に限る）  
 ※ 受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

**証明手数料** 1件 350円

※証明申請時には、窓口に来られた方の本人確認をいたします。免許書等顔の確認できる書類であれば1点、保険証など顔写真が入っていないものであれば2点をご持参願います。

※代理人が申請する場合

個人 申請者欄は申請者本人が自署し、押印してください。

法人 申請者欄に法人所在地・名称・代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。

※<証明書交付の申請についての問い合わせ先> 浜松市役所収納対策課 TEL053-457-2268

(別紙5)

## 市有財産売買契約書 (案)

収入  
印紙

売払人 浜松市 と買受人 \*\* は、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

(信義・誠実の義務)

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は次のとおりとする。

土地の所在・地番	地目	登記簿地積	実測地積	備考
浜松市**区**番	**	**m <sup>2</sup>	**m <sup>2</sup>	全筆

(売買代金の額)

第3条 売買代金は、金\*\*万\*\*円とする。

(契約保証金)

- 第4条 買受人は、本契約を締結しようとするときは、契約保証金（地方自治法施行令第167条の16第1項）として、金\*\*万\*\*円を売払人に納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金のうち、金\*\*万\*\*円は、入札保証金より充当するものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、第17条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 5 売払人は、買受人が次条に規定する義務を履行したときは、第1項の契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 6 売払人は、買受人が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項の契約保証金を売払人に帰属させることができる。

(代金の支払い)

第5条 買受人は、売買代金のうち前条第1項に規定する契約保証金を除いた金\*\*万円を、売払人の発行する納入通知書により、令和\*\*年\*\*月\*\*日までに売払人に支払わなければならない。

(遅延損害金の徴収)

第6条 買受人は、売買代金を売払人の指定する納付期日までに支払わなかったときは、その期日の翌日から完納の日までの日数に応じ、売買代金の額に年8.9パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額を、遅延損害金として売払人に支払うものとする。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに、売払人から買受人に移転するものとする。

(売買物件の引渡し)

第8条 売買物件の引渡しは、前条の規定により売買物件の所有権が移転したときに現状有

姿にて行われたものとする。

(所有権移転登記の請求及び嘱託)

第9条 買受人は、第7条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに売払人に対して所有権の移転登記を請求するものとし、売払人は、その請求により当該登記を嘱託して行うものとする。

2 買受人は、前項に規定する所有権の移転登記請求に際し、登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を売払人に提出しなければならない。

3 売払人は、所有権の移転登記完了後、速やかに買受人に対して登記識別情報通知を交付するものとし、買受人は当該通知と引き換えに受領書を売払人に提出するものとする。

(かし担保等)

第10条 買受人は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見したときであっても、売払人に対して売買代金の減免、契約の解除又は損害賠償を請求することができない。

(用途の制限)

第11条 買受人は、売買物件を売払人に申し出た利用目的に合致するよう利用するものとし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならない。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第12条 売払人は、前条に規定する用途の制限に反する利用等に関して、売払人が必要と認めるときは、実地調査を行い又は買受人に対して利用状況の報告を求め若しくは関係資料の提出を求めることができるものとする。

2 買受人は、正当な理由なく前項に規定する実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは関係資料の提出を怠ってはならない。

(危険負担)

第13条 買受人は、本契約締結のときから売買物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が、売払人の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損したときは、売払人に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約の解除)

第14条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 売払人は、買受人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者、又はこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当するときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3 売払人は、前2項の規定により本契約を解除した場合において、これにより買受人に損

害が生じたときであっても、何ら賠償又は補償することを要しない。

- 4 買受人は、第1項又は第2項の規定により契約を解除されたときは、第4条第1項に規定する契約保証金を違約金として売払人に帰属させるものとする。
- 5 前項の違約金は第17条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金等)

- 第15条 売払人は、前条に規定する解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 前項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が負担した契約に要した費用の全部又は一部を負担しない。
  - 3 第1項本文に規定する場合であっても、売払人は、買受人が支払った違約金又は売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用の全部若しくは一部を償還しない。

(買受人の原状回復義務)

- 第16条 買受人は、売払人が第14条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が原状に復することを要しないと認めるときは、この限りでない。
- 2 買受人は、前項の規定により売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、売買物件の登記名義を売払人とする登記に応じなければならない。

(損害賠償)

- 第17条 買受人は、本契約に定める義務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として売払人に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

- 第18条 売払人は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、前条の規定により買受人に対して損害賠償債権を有するときは、当該債権の全部又は一部と買受人の売払人に対する売買代金返還債権の全部又は一部とを対当額にて相殺することができる。

(暴力団の排除のための協力)

- 第19条 買受人は、本契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、売払人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(契約の費用)

- 第20条 本契約の締結に必要な印紙税及び所有権移転登記に必要な登録免許税その他の本契約の履行に要する費用は、すべて買受人の負担とする。

(裁判管轄)

- 第21条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本件売買物件を管轄する地方裁判所をもって専属の管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

- 第22条 本契約に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、売払人と買受人とが協議して決定するものとする。



本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その一通を保有する。

令和\*\*年\*\*月\*\*日

(売出人) 浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市

代表者 浜松市長 鈴木 康友 (印)

(買受人) (住所又は所在地)

(氏名又は名称) (印)